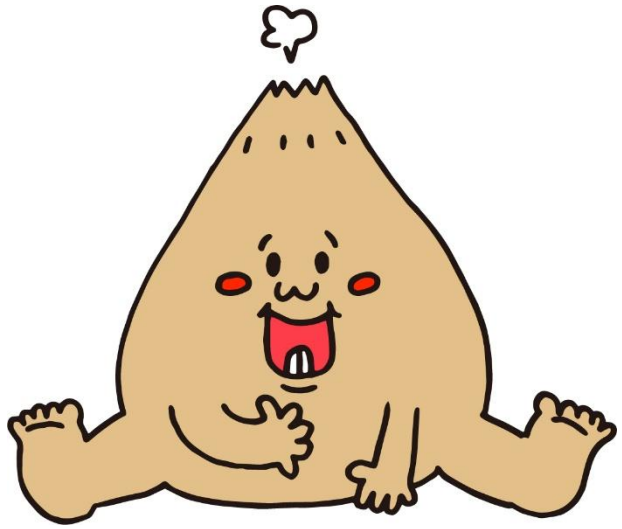
訪問系サービスにおける留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニョン

- 訪問介護
- 定期巡回・随時対応型介護看護
- 夜間対応型訪問介護
- 訪問入浴
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導

鹿児島市　長寿あんしん課　長寿施設係

根拠法令

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例

留意点①　管理者

◆事業所ごとに常勤の管理者を置かなければなりません。（居宅療養管理指導を除く）

◆管理者が訪問介護員等の他職種を兼務する場合、管理者として勤務した時間は他職種の常勤換算法による員数に含めることはできません。

◆当該指定サービス事業所の管理者は、当該指定サービス事業所の担当職員その他の従業者の管理、当該指定サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行わなければなりません。

◆当該指定サービス事業者の管理者は、当該指定サービス事業所の担当職員その他の従業者に運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとされています。

留意点②　介護予防・生活支援サービス従事者研修会修了者

◆本市が実施する介護予防・生活支援サービス従事者研修会の修了者は、本市の総合事業である「生活支援型訪問介護サービス」及び「ミニデイ型通所介護サービス」のみに従事できる資格です。

◆「指定訪問介護」などで訪問介護員等として従事することは出来ません。

留意点③
虐待の防止・業務継続計画の策定等について（令和9年4月から義務化）（居宅療養管理指導）

◆居宅療養管理指導について、虐待の防止・業務継続計画の策定等に係る経過措置が終了し、令和９年４月１日から義務化されます。

留意点④
医療機関から退院した利用者の計画作成（訪問リハビリテーション）

◆訪問リハビリテーションについて、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、リハビリテーションの情報を把握することが義務付けられました。

訪問介護の同一建物等減算（６年１１月から適用）

単位数・算定要件等

＜現行＞

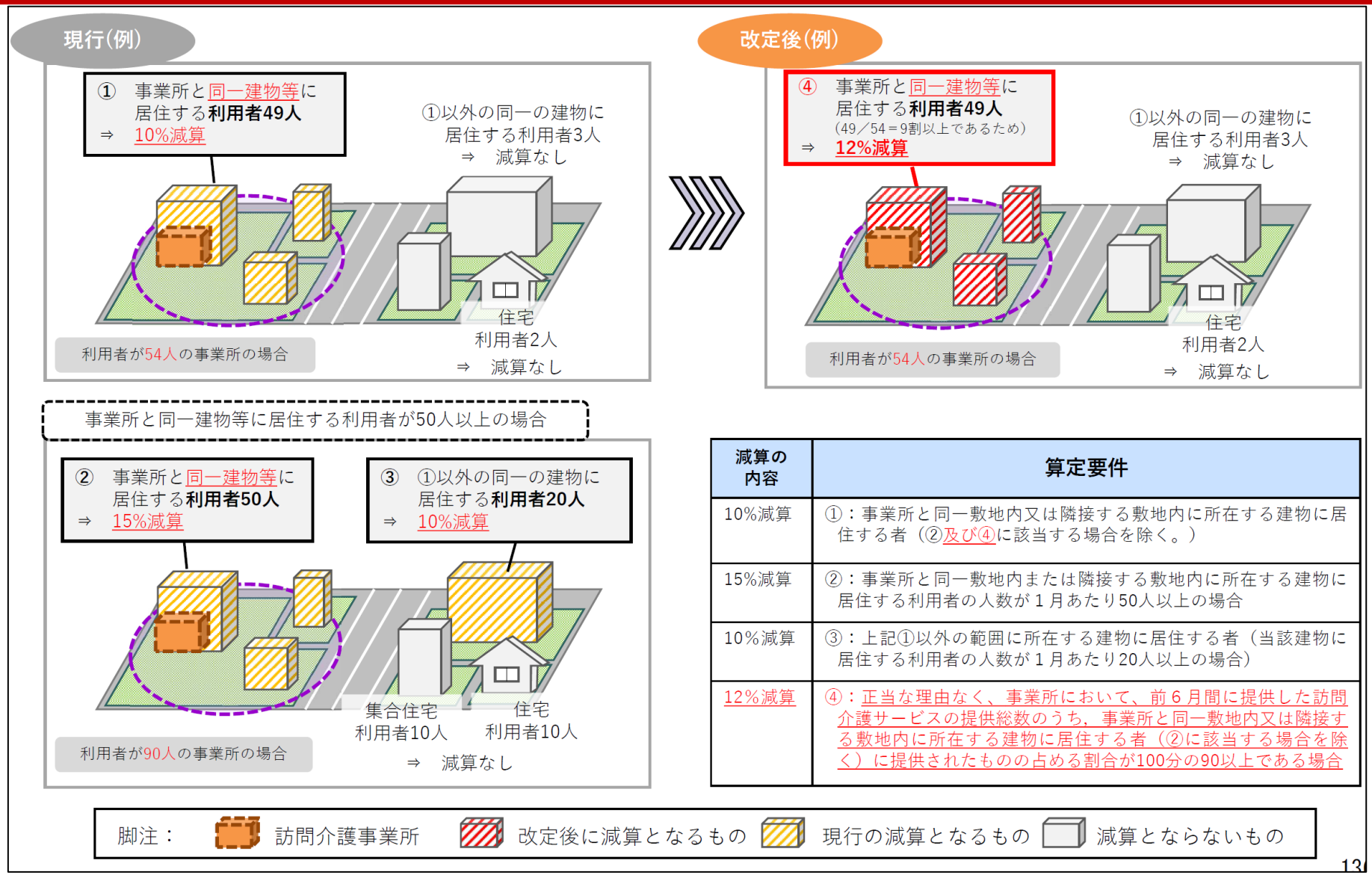
減算の内容	算定要件
①10％減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15％減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
③10％減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）

＜改定後＞

減算の内容	算定要件
①10％減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15％減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
③10％減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
④12%減算（新設）	正当な理由なく、事業所において、前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

R6.1.22 社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）
参考資料１　令和６年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）より 抜粋

訪問介護の同一建物等減算（６年１１月から適用）



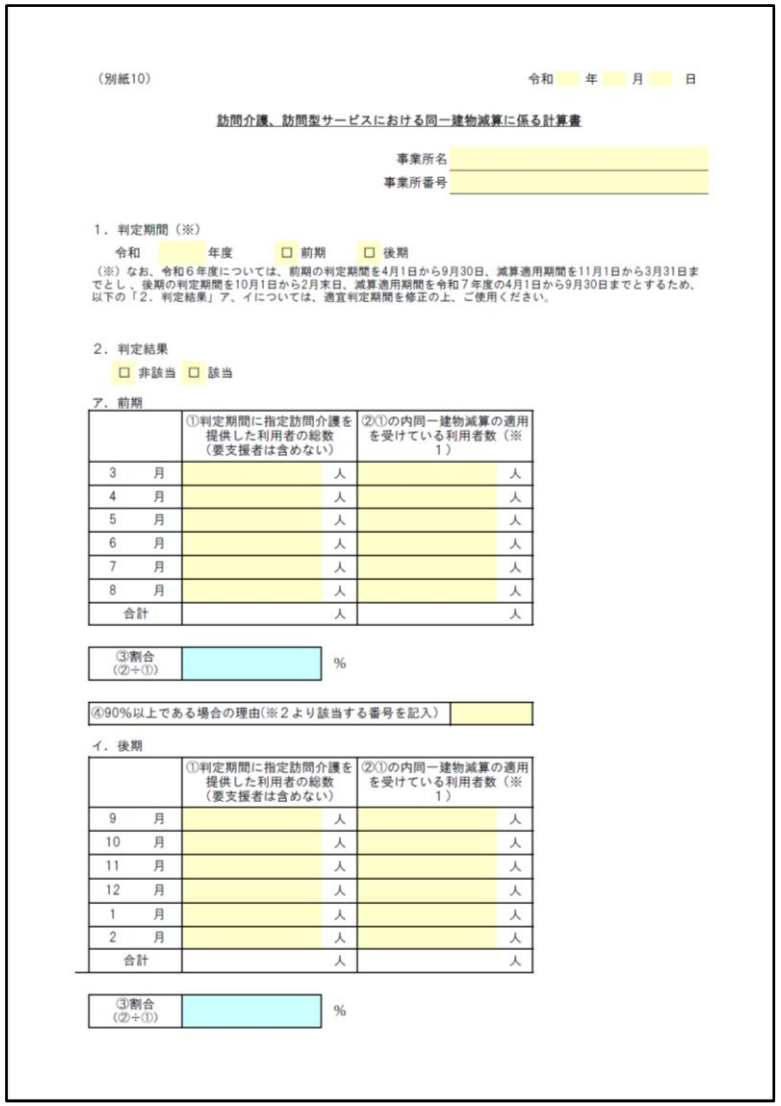
減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：訪問介護事業所　改定後に減算となるもの　現行の減算となるもの　減算とならないもの

13

R6.1.22 社会保障審議会介護給付費分科会（第239回）参考資料１
令和６年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省）より 抜粋

訪問介護の同一建物等減算（６年１１月から適用）



（別紙10）　　令和　年　月　日

訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

事業所名
事業所番号

1．判定期間（※）

令和　年度　□ 前期　□ 後期

（※）なお、令和６年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を11月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から2月末日、減算適用期間を令和７年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2．判定結果」ア、イについては、適宜判定期間を修正の上、ご使用ください。

2．判定結果

□ 非該当　□ 該当

ア．前期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※１）
3　月	人	人
4　月	人	人
5　月	人	人
6　月	人	人
7　月	人	人
8　月	人	人
合計	人	人

③割合（②÷①）		%

④90%以上である場合の理由（※２より該当する番号を記入）	

イ．後期

	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数（要支援者は含めない）	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数（※１）
9　月	人	人
10　月	人	人
11　月	人	人
12　月	人	人
1　月	人	人
2　月	人	人
合計	人	人

③割合（②÷①）		%

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html

◆感染症の集団発生について

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/hokenjo/hoyobo-kan/kenko/kenko/ryuko/kansen/kansensho.html

◆介護保険施設等において、臨時的に事業を制限する際の報告

https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html

【厚生労働省】

◆介護保険最新情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

◆介護サービス関係Q＆A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html